

(法第 10 条関係「設立認証申請」)

(法第 23 条関係「役員の変更等届出」)

(法第 34 条第 3 項及び第 4 項関係「合併認証申請」)

年 月 日

特定非営利活動法人〇〇〇〇 御中

就 任 承 諾 及 び 誓 約 書

住所又は居所

氏名

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の〇〇（理事又は監事）に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第 20 条各号に該当しないこと及び同法第 21 条の規定に違反しないことを誓約します。

備考 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例第 2 条第 2 項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載する。

(備考)

特定非営利活動促進法第 20 条の要件	
次各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。	
1	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
2	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
3	以下の理由で罰金の刑に課せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者 ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合 ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合 ・ 刑法第 204 条 [傷害]、第 206 条 [現場助勢]、第 208 条 [暴行]、第 208 条の 2 [凶器準備集合及び結集]、第 222 条 [脅迫]、第 247 条 [背任] の罪を犯した場合 ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
4	暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者
5	設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から 2 年を経過しない者
6	心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

特定非営利活動促進法第 21 条の要件	
役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。	